

木造建築新工法性能認証手数料規程

1 趣旨

この規程は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2016）（以下、「規程」という。）第 2 4 条に基づき、認証業務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この規程において、表 1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 1 用語の定義

用語	定義
認証手数料	規程に規定する認証を申請する場合の手数料である。
更新手数料	認証の有効期間満了に伴い、引き続き認証を受けようとする場合の事務手続きの手数料である。
変更手数料	認証内容を変更する場合の手数料である。
試験法評価手数料	規程に規定する試験法評価に係る認証業務に要する手数料であり、試験料及び試験体制作費は含んでない。
認証書の再交付料	認証書の再交付を行う場合の手数料である。

3 手数料

認証等の手数料は、表 2 に掲げる額とする。ただし、申請内容の程度により別途加算することができる。

表 2 手数料の額（税込）

項目	手数料	
認証手数料	2, 7 5 0, 0 0 0 円	
更新手数料 *	3 3 0, 0 0 0 円	
変更手数料	①規程第 12 条第 2 項の変更	1, 5 4 0, 0 0 0 円
	②評価書の軽微な変更	2 2 0, 0 0 0 円
試験法評価手数料	5 5 0, 0 0 0 円	
認証書の再交付料	1 1, 0 0 0 円	

*規程第 11 条の更新申請時に規程第 12 条第 2 項の変更を行う場合は、更新手数料は変更手数料①の額とする。

4 出張旅費の積算

実地調査の対象となる製造工場が表 3 に掲げる区域で行われる場合は、当該認証手数料に、別に定めるセンターの「旅費規程」による出張旅費で積算する。

表 3 出張旅費を積算する区域

出張旅費を積算する区域
東京駅を起点として、40 キロメートル以上の遠隔地にある区域

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第232号

施行：平成13年11月15日

改正：平成19年 8月10日 住木技19第256号

改正：平成24年 4月25日 住木認24第 51号

改正：平成28年 3月 1日 住木認28第 23号

改正：令和 元年 5月20日 住木認第 86号

改正：令和 2年12月 1日 住木認第193号